

クロネコゆうパケット約款

関自貨第五六七号 認可年月日令和五年九月十五日

目次 第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 運送業務(第三条)

第三章 運賃及び料金(第十五条・第十六条)

第四章 責任(第二十一条・第二十二条)

第五節 事故(第十七条・第十八条)

第六節 荷物の受取り及び配達(第二十三条)

第七節 責任(第二十五条・第二十六条)

第一章 総則(第三条)

第二節 運送の引受け(第四条・第十条)

第三節 荷物の受取り及び配達(第十四条)

第四節 指図(第十五条・第十六条)

第五節 事故(第十七条・第十八条)

第六節 荷物の受取り及び配達(第二十三条)

第七節 責任(第二十五条・第二十六条)

(定義)

第一条 「クロネコゆうパケット」とは、当店が荷受人までの運送の責任を負うこと前提に、荷送人からお預かりした荷物(以下「荷物」といいます)を、日本郵便株式会社(以下「日本郵便」といいます)のゆうパケット(以下「ゆうパケット」といいます)を利用して、荷受人までお届けする運送サービスをいいます。

第二条 この約款は、クロネコゆうパケットによる運送に適用されます。なお、日本郵便に差出した後の運送は、日本郵便の定める事項に基づき行わされます。この約款に定めのない事項については、法令又は一般的慣習によります。

第三条 当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第四条 この約款は、当店が荷受人が次に掲げるものであると認められるとき。

第五条 当店は、荷受人が次に掲げるものであると認められるとき。

第六条 当店は、荷受人が次に掲げるものであると認められるとき。

第七条 当店は、荷受人が次に掲げるものであると認められるとき。

第八条 当店は、荷受人が次に掲げるものであると認められるとき。

第九条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第十条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第十一条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第十二条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第十三条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第十四条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第十五条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第十六条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第十七条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第十八条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第十九条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第二十条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第二十一条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第二十二条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第二十三条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第二十四条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第二十五条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第二十六条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第二十七条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第二十八条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第二十九条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第三十条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第三十一条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第三十二条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第三十三条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第三十四条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第三十五条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第三十六条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第三十七条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第三十八条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第三十九条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第四十条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第四十一条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第四十二条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第四十三条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第四十四条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第四十五条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第四十六条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第四十七条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

第四十八条 当店は、次に該当する場合には、荷受人が次に掲げるものであるとき。

三 当該運送に不適切な荷物として認めたとき。
四 当該運送に適する設備等がないとき。
五 当該運送に適する設備等がないとき。
六 暴力團による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)以下「暴力團対策法」という)、当該暴力團員による暴力團(以下「暴力團」という)の活動を助長し、又は暴力團の運営に資することとならないと認められる運送、信書の運送等運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
七 荷送人又は荷受人が次に掲げるものであるとき。
八 暴力團員又は暴力團員が事業活動を支配する法人その他の団体のうちに暴力團員に該当する者があると認められるとき。
九 反社会的勢力であると認められるとき。
イ 暴力團又は暴力團員が事業活動を支配する法人その他の団体のうちに暴力團員に該当する者があると認められるとき。
ア 暴力團員(以下「暴力團員」という)と同一の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当店が判断する者を含む)であると認められるとき。
エ 当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不正行為を行う者(荷受人にあつては、同様の行為があると認められるとき)。
オ 当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不正行為を行なう者(荷受人にあつては、同様の行為があると認められるとき)。
カ 当店に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不正行為を行なう者(荷受人にあつては、同様の行為があると認められるとき)。

三 当該運送に不適切な荷物として認めたとき。
四 不可抗力による火災、山崩れ等その他の天災。
五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、腐敗、変色、さびその他の異常な交通障害。
六 法令又は公権力発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し。
七 法令又は公権力発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し。
八 荷送人に対する故意又は過失。

三 同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗。

四 不可抗力による火災。

五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、腐敗、変色、さびその他の天災。

六 法令又は公権力発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し。

七 法令又は公権力発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し。

八 荷送人に対する故意又は過失。

三 同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗。

四 不可抗力による火災。

五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、腐敗、変色、さびその他の天災。

六 法令又は公権力発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し。

七 法令又は公権力発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し。

八 荷送人に対する故意又は過失。

三 同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗。

四 不可抗力による火災。

五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、腐敗、変色、さびその他の天災。

六 法令又は公権力発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し。

七 法令又は公権力発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し。

八 荷送人に対する故意又は過失。

三 同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗。

四 不可抗力による火災。

五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、腐敗、変色、さびその他の天災。

六 法令又は公権力発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し。

七 法令又は公権力発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し。

八 荷送人に対する故意又は過失。

三 同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗。

四 不可抗力による火災。

五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、腐敗、変色、さびその他の天災。

六 法令又は公権力発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し。

七 法令又は公権力発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し。

八 荷送人に対する故意又は過失。

三 同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗。

四 不可抗力による火災。

五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、腐敗、変色、さびその他の天災。

六 法令又は公権力発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し。

七 法令又は公権力発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し。

八 荷送人に対する故意又は過失。

三 同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗。

四 不可抗力による火災。

五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、腐敗、変色、さびその他の天災。

六 法令又は公権力発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し。

七 法令又は公権力発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し。

八 荷送人に対する故意又は過失。

三 同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗。

四 不可抗力による火災。

五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、腐敗、変色、さびその他の天災。

六 法令又は公権力発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し。

七 法令又は公権力発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し。

八 荷送人に対する故意又は過失。

三 同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗。

四 不可抗力による火災。

五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、腐敗、変色、さびその他の天災。

六 法令又は公権力発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し。

七 法令又は公権力発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し。

八 荷送人に対する故意又は過失。

三 同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗。

四 不可抗力による火災。

五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、腐敗、変色、さびその他の天災。

六 法令又は公権力発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し。

七 法令又は公権力発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し。

八 荷送人に対する故意又は過失。

三 同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗